

令和7年8月農業委員会総会 議事録

開催日時 令和7年8月8日（金）午前9時30分～

開催場所 橋本市民会館 1階 ギャラリー

出席委員

（農業委員）

1 番	石井 政英	◎	2 番	田中 里美	○	3 番	平田 敬二	○
4 番	林 義文	○	5 番	米坂 佳久	○	6 番	大西 敏夫	○
7 番	窪田 裕	○	8 番	藤田 和久	×	9 番	織田 利治	○
10 番	廣田 征男	◎	11 番	池田 泰子	○			

（農地利用最適化推進委員）

橋本	山本 裕之	×	山田	北垣 利章	○	山田	森 賢治	○
紀見	山本 良平	○	紀見	鷺之上雅永	○	隅田	中岡 耕二	○
隅田	前田 長正	○	恋野	田中 祥博	○	学文路	古川 好美	×
学文路	山本 治生	○	高野口	大矢 泰弘	○	応其	山本 勝彦	○
信太	木村 敏行	○	信太	中芝 道雄	×			

議事録署名委員 ※上記表中の「◎」

書 記 橋本市農業委員会事務局

議 案 議案第1号 農用地利用集積等促進計画（案）の決定について（7件）
 議案第2号 農地法第3条の規定による許可申請について（6件）
 議案第3号 農地法第4条の規定による許可申請について（2件）
 議案第4号 農地法第5条の規定による許可申請について（3件）
 議案第5号 相続税の納税猶予に関する引き続き農業経営を行っている旨の証明願について（1件）

報 告

報告第1号 農地法第18条第6項の規定による通知書の受理について（1件）

傍聴人 なし

(開会)

事務局 ただいまから令和 7 年 8 月農業委員会総会を開催します。
会長より挨拶の後、会議規則により議事の進行をお願いします。

会長 －会長挨拶－

議長 議案の審議に先立ち、議事録署名委員の選任を行います。
議席番号 10 番 廣田 征男 委員
議席番号 1 番 石井 政英 委員を指名します。

書記には、事務局職員を指名します。

(議案第 1 号 農用地利用集積促進計画 (案) の決定について)

議長 議事に入ります。本総会で審議します案件は、提出議案 5 件、
報告事項 1 件です。議案第 1 号「農地利用集積促進計画 (案) の
決定について」を議題とします。事務局より説明してください。

事務局 議案第 1 号について議案書を基に説明

議長 ただいまの説明に対してご意見ご質問等はありませんか。

廣田委員 ●提出番号 3 番・●提出番号 4 番
株式会社が農地を借りる旨、案が提出されていますが、法人に
貸出す場合の要件について事務局へ伺います。

事務局 法人が農地を借り受ける場合は適切に耕作をできる人員を有
しているか、適切に耕作できる農業機械等を有しているかといっ
た要件を確認いたします。また、定款において、農業を行う法人
であるか否かを確認します。これらの確認が取れましたら、申請
を受理しております。

池田委員 今回の株式会社は、先月も貸し借りの案件が出ていましたが、
その中の規約や定款の中に農業をするとあったと思いますが、間
違いないですか。

事務局 間違いありません。

森推進委員 別紙調査書の担い手区分の中に「育成」とありますが、法人の
場合、複数の方が農業をされることもあると思いますが、この場
合の育成はどのようにされるのでしょうか。

事務局 担い手区分の「育成」は、認定農業者、認定新規就農者および
新規就農者に相当しない農業を担う育成すべき農業者として位
置付けています。このことは個人、法人に関わらず同じです。な
お、今回の株式会社の従業員は 3 名でして代表取締役が主に農業

を行うと聞き及んでいます。主に農業に従事する方を指導し、もって法人を指導、育成する事になります。

森推進委員 担い手区分の育成はどこが主体となって実施されるのでしょうか。農業委員会が主となって指導するのでしょうか。

事務局 育成する主体は、農業委員会、地域の農業委員及び農地利用最適化推進委員、橋本市等が該当します。

議長 ただいまの説明に対してご意見ご質問等はありませんか。
ないようなのでお諮りします。議案第 1 号について本件を承諾することにご異議ありませんか。

委員 異議なし。

(議案第 2 号 農地法第 3 条の規定による許可申請について)

事務局 議案第 2 号について議案書を基に説明。

議長 担当委員より調査結果の報告をお願いします。

石井委員 ●提出番号 1 番・2 番

●提出番号 1 番

譲受人は規模拡大で下兵庫の農地を譲渡人から売買により取得しましたが、譲受人は、同地区内に耕作放棄地があります。本人には農地の適正な管理をお願いしました。問題ありません。

●提出番号 2 番

大阪府池田市に居住する譲受人が農地の維持管理に苦慮していた譲渡人から、当該地を売買により取得します。なお、譲受人は、隣接の住居も取得予定です。取得後は樹園地として利用する計画です。なお、農地は隅田地区にありますが、下兵庫区との境界に近い所にあります。今後、境界部分については明確にしておく必要があると思います。また、譲受人は中国籍ですが、滞在期間を更新しながら橋本市で農業をされるそうです。問題ありません。

林委員 ●提出番号 3 番・4 番

●提出番号 3 番

高野口町大野に居住する譲受人が遠方で農地の維持管理に苦慮していた譲渡人から、当該地を売買により取得します。取得後は畑として利用する計画です。なお譲受人は隣地に個人住宅を建設予定です。何も問題はありません。

●提出番号 4 番

柏原に居住する譲受人が遠方で農地の維持管理に苦慮していた譲渡人から、当該地を売買により取得します。取得後は畑とし

て利用する計画です。何も問題はありません。

窪田委員

●提出番号 5 番・6 番

●提出番号 5 番

恋野に居住する譲受人が規模縮小を検討していた譲渡人から、当該農地を売買により取得します。譲受人は当該農地を従前から田として耕作していました。取得後も田として利用する計画です。何も問題はありません。

●提出番号 6 番

三石台に居住する譲受人が、農地の規模縮小を検討していた譲渡人から、当該農地を売買により取得します。譲受人は当該農地を従前から田として耕作していました。取得後も田として利用する計画です。何も問題はありません。

議長

ただいまの説明に対してご意見ご質問等はありませんか。

廣田委員

●提出番号 1 番

同一申請者が一方で、規模縮小して他地域で農地を売却し、もう一方で農地を購入し規模拡大する事案についてです。各農業委員は定例会で初めて議案書等の資料を見て初めて分かる事になります。事務局は一括して調書や資料作成している訳ですから事前に分かっているとおもいます。事務局にお伺いするんですが、一方で規模を縮小して、もう一方で規模拡大するのは果たしてよろしいことかお伺いします。

●提出番号 2 番

譲受人の住所は、大阪府にあり、別宅から徒歩で 1 分とありますが、今すでに別宅があるのか、これから建てるのか教えて下さい。

事務局

●提出番号 1 番

事務局としては、問題ないと考えております。

3 条の案件で同一の者が、隅田地域では、譲受人となり規模拡大を行い、一方、恋野地域では譲渡人となり規模縮小を行なうということで、営農地の集約を目的とするのであれば営農の効率化にあたり、問題ないと考えます。

提出番号 2 番

既に別宅があると聞き及んでおります。譲受人が、譲渡人から購入すると聞き及んでいます。

森推進委員

●提出番号 2 番

新規就農の方が果樹を行なうということですが、農機具の所有

は噴霧器だけでしょうか。

石井委員 譲渡人が所有している農機具をすべての譲渡人に農機具を譲わたすそうです。資料には記載がありませんが果樹経営を行なうにあたり必要な農機具は揃っていると聞いています。

森推進委員 果樹ということですが、現状は何が植えられていますか。
事務局 柿と梅とみかんです。

池田委員 農地の所有権は会社で受ける予定ですか、それとも個人で受けますか。

事務局 個人で所有権を取得される予定です。

議長 ただいまの説明に対してご意見ご質問等はありませんか。ないようなのでお諮りします。議案第2号の案件について、承認することにご異議ありませんか。

委員 異議なし

(議案第3号 農地法第4条の規定による許可申請について)

事務局 議案第3号について議案書に基づいて説明。

議長 担当委員より調査結果の報告をお願いします。

米坂委員 ●提出番号1番

申請人は、申請地の隣接地に居住する個人で、現在、居住している家屋が老朽化しているため、昔なじみの環境等、周辺の耕作地の利便性を考慮して当該申請地で新築するに至りました。この農地はイチジク一本、キウイ一本が植えられて農地か庭か分からない作り方をされていました。排水は汚水及び雑排水は北側下にある公共下水道管に接続します。雨水は自己所有の、農地に排水します。問題ないと判断しました。

池田委員 ●提出番号2番

申請人は、申請地の隣接地に居住する個人で、夫婦の新宅を申請人の敷地内に建てます。それにより、既存の進入路が著しく狭くなり、当該申請地で拡張することにしました。排出については、汚水雑排水は発生しません。雨水については進入路を使うことで水利組合には何の影響はないので印鑑は押せないと言われました。紀の川用水の決済金の印鑑は押して頂いているので問題はないと思います。現場を確認したところ、自然浸透で問題ないと判断し判断しました。

議長 ただいまの説明に対してご意見ご質問等はありませんか。

ないようなのでお諮りします。議案第3号の案件について、承認することにご異議ありませんか。

委員 異議なし

(議案第4号 農地法第5条の規定による許可申請について)

事務局 議案第4号について議案書に基づいて説明。

議長 担当委員より調査結果の報告をお願いします。

田中委員 ●提出番号1番

隣接同意書に水利組合の同意書も添付されており、問題ないと思います。ただ、添付された書類には名前も打ち込んであり、いくつかの場所に押印してありました。せめて、名前だけでも自筆で書いた方がいいのではないかと思います。

織田委員 ●提出番号2番

譲受人は、大阪府に居住する個人で、橋本市内に農地付きの土地を探していたところ、高齢で休耕地の維持管理に苦慮していた譲渡人との間で駅に近く、田舎暮らしにちょうど良いとのことで、話がまとまりました。橋本市の人口も増えるので喜ばしいです。

林委員 ●提出番号3番

譲受人は橋本市内に居住する夫婦です。橋本市内で農地付きの土地を探していたところ、農業経営維持困難で手放したいと考えていた譲渡人との間で話がまとまりました。問題ないと思います。

議長 ただいまの説明に対してご意見ご質問等はありませんか。ないようなのでお諮りします。議案第3号の案件について、承認することにご異議ありませんか。

委員 異議なし

議案第5号 相続税の納税猶予に関する引き続き農業経営を行っている旨の証明願について)

事務局 議案第5号について議案書を基に説明。

林委員 ●提出番号1番

高野口町伏原の農地ですが、一部の農地に防草シートが張られています、一生懸命に農業されています。問題ないと思います。

米坂委員 ●提出番号1番

神野々の農地はネギを一生懸命に耕作されています。草刈りもされています。問題ありません。

池田委員 納税猶予を受けた耕作地に防草シートを張るのは問題だと考えます。黒マルチを張るのとは意味が違います。事務局から書面で注意していただきたいと思います。

米坂委員

議案第 2 号

●提出番号 1 番

前に戻って申し訳ないです。議案第 2 号、農地法第 3 条の規定による許可申請について個人、会社で多くの農地を購入していますが、購入した農地を適正に耕作していれば問題ないのですが、中には遊休農地も見受けられます。そのような案件は他の地域ではないのでしょうか。

池田委員

第 3 条申請で農地を購入する時は、営農計画を出します。しかし、営農計画のとおり耕作されていない話も聞きます。また、農地転用の許可を得ても中々着工しない話も聞きます。

指導はなかなか難しいのですが、ただ、農地に関しては草刈り等の維持管理を行っていない案件があれば、農業委員会で現場確認して指導しています。

ただ、苦情が出ない限り指導できないのが現状です。そのあたり事務局どうですか。

事務局

米坂委員のご質問は農地を取得しても耕作せずに時期がくると売買する事案とか、耕作せずに遊休農地化させる事案が問題だとなご指摘いただいたと思います。

農地取得の際には農業に取り組む準備ができていると書面で判断したうえで、農業委員会で審議します。審議の結果、許可した場合、農業に従事して頂かないと困ります。

過去には農地を取得して 3 年 3 作は耕作せずに手放してはいけないと言う意見もありましたが、法的には、3 年を経過せずに売買しても法律に違反しているわけではありません。

しかし、耕作放棄地にされるのは大変問題です。まずは草刈り等の指導を徹底して、指導を進めていきたいと思います。

森委員

農地を借りて車販売店が廃車になった多くの車を駐車していました。農業委員に報告したところ、車販売店は農地を購入して資材置場に転用しました。最初から農業目的以外で農地を借りることが許されているのでしょうか。

事務局

森委員の事案は違反転用です。法的には指導して解消する必要があります。また、始末書を付けて転用手続きをしていただきます。このような事案の発覚は利用状況調査、市民からの通報、事務局の調査で判明します。疑問に思われたら報告してください。

廣田委員

米坂委員の質問で、農地を適正に耕作しない遊休農地が見受けられるとのことでしたが、中には脚立から落下してケガしたとか

の理由で耕作できないこともあります。

耕作できない原因は確認していただけたらと思います。

議長 ただいまの説明に対してご意見ご質問等はありませんか。ない
 ようなのでお諮りします。議案第 5 号について本件を承諾するこ
 とにご異議ありませんか。

委員 異議なし

（報告第 1 号 農地法第 18 条第 6 項の規定による通知書の受理について）

事務局 報告第 1 号について議案書を基に説明。

議長 各委員から提案事項等ありませんか。

平田委員 現在、農業委員が担当した農地の貸し借り、売買について 1 年
 ごとに耕作されているか否かを確認して、農業委員会で報告する
 のはいかがでしょうか。

事務局 それはとても良い方法だと思います。また、農地利用状況調査
 の際に疑問に感じたことは事務局に連絡いただければ対応しま
 す。

石井委員 農業委員から申請された事案について譲渡人、譲受人に確認の
 ため電話をしますが、着信拒否の案件が多数あります。何とかで
 きないでしょうか。

事務局 譲渡人、譲受人には月末から月初めに農業委員から確認の電話
 があることをさらに徹底します。

事務局 先月の定例会で中岡委員から国が作った農業委員会サポート
 システムの公式データでは橋本市の利用状況調査結果は 5 割未
 満しか反映されていないとの質問を受けました。現在、農業委員
 会事務局では既存の農地台帳システムを使用しています。システ
 ムのノウハウに事務局が精通していないため乖離が生じたと思
 えています。今年度末を目途に全件入力を目指して事務処理を実
 施します。

閉会 以上で本日の農業委員会総会に付議された議案はすべて終了
 しました。

 令和 7 年 8 月、農業委員会総会を閉会いたします。

橋本市農業委員会会議規則第 18 条第 2 項の規定により記名押印する。

橋本市農業委員会 議長（会長） 池田 泰子 印

署名委員

石井 政英

印

署名委員

廣田 征男

印